

議第6号

高山市行政組織条例の一部を改正する条例について

高山市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年3月2日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

行政組織の見直しを行うため改正しようとする。

高山市行政組織条例の一部を改正する条例

高山市行政組織条例（昭和56年高山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市に次の部を置く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)～(10)</u> (略)</p> <p>2 前項に規定する部のほか、市長の権限に属する事務を分掌するため、市に次の室を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>海外戦略室</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)～(10)</u> (略)</p> <p>2 前条第2項に規定する室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>海外戦略室</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>海外戦略に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>国際交流、国際協力及び国際化の推進に関すること。</u></p>	<p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市に次の部を置く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) ブランド・海外戦略部</u></p> <p><u>(4)～(11)</u> (略)</p> <p>2 前項に規定する部のほか、市長の権限に属する事務を分掌するため、市に次の室を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) ブランド・海外戦略部</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>ブランド戦略に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>海外戦略に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ <u>国際交流、国際協力及び国際化の推進に関すること。</u></p> <p><u>(4)～(11)</u> (略)</p> <p>2 前条第2項に規定する室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。